

広島県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十一月二十六日

広島県条例第四十号

鹿島縣手數料條例等の一部を改正する條例

第一条 広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

に改正する。

鹿島縣知事 橋田美齋

審査の申請に対する認定の申	法第七条の三第二項の規定による建築物の中間検査の申請に係る計画に令第百二十九条の三第一項各号に掲げる昇降機に係る部分が含まれる場合の当該申請に対する審査	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
る制限の申	二第二十一項の規定による建築物の敷地と道路との関係に関する令第百三十七條の十	査(略)	法第十八条第二十八項の規定による建築物の特定工事の終了の通知に令第百二十九条の三第一項各号に掲げる昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査	(略)	法第十八条第二十八項の規定による建築物の特定工事の終了の通知に令第百二十九条の三第一項各号に掲げる昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査	(略)	法第七条の三第一項各号に掲げる昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査	(略)	法第七条の三第一項各号に掲げる昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査	(略)	法第八十七条第一項における建築物の建築等の計画の計画に令第百二十一条の三第一項各号に掲げる昇降機に係る部分が含まれる場合の当該通知に対する審査	(略)
査	るの申	査(略)	の申	査(略)	の申	査(略)	の申	査(略)	の申	査(略)	の申	査(略)

（広島県道路占用料徴収条例の一部改正）	（略）	（略）
令第百三十七条の十 ニ第十二項の規定による道路内における建築に関する制限の申請に対する審査の申	（略）	（略）

（広島県道路占用料徴収条例の一部改正）

第二条 広島県道路占用料徴収条例（昭和二十八年広島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

備考 (略)	別表（第二条関係）	占用物件	単位	占用料	別表（第二条関係）				
					第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
施設 令第七条第十四号及 び第十五号に掲げる	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
備考 (略)	別表（第二条関係）	占用物件	単位	占用料	第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地

（広島県都市公園条例の一部改正）

第三条 広島県都市公園条例（昭和五十五年広島県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

別表第一（第十七条関係）									
びんご運動公園									
一八 （略）									
九 アーバンスポーツパークの利用料金									
区分	有料の場合の入場料	入場料	専用場合	専用場合の使用	使用する場合	アマ	アス	チユ	アス
ボーリングアーバン	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	アマ	アス	チユ	アマ
半日につき	一時間につき	一時間につき	一日につき	半日につき	一時間につき	二六〇円以内	二六〇円以内	二六〇円以内	二六〇円以内
つきに	につきに	につきに	につきに	につきに	につきに	一三〇円以内	一三〇円以内	一三〇円以内	一三〇円以内
一五六〇円以内	五百〇〇円以内	五百〇〇円以内	五百〇〇円以内	五百〇〇円以内	五百〇〇円以内	〇〇〇〇円以内	〇〇〇〇円以内	〇〇〇〇円以内	〇〇〇〇円以内

別表第一（第十七条関係）

びんご運動公園

一八
（略）

改正後

改正前

備考		合の場		使用		個人																																	
(略)		者	五歳以上その他満一	者	らに準ずる	徒	高等	中	小	学校	児童	場	す	使	外	ツ	以	ポ	ア	ス	チ	ユ	ア	マ	場	す	使	外	ツ	以	場	無	料	入	場	料			
つき	二回に	つ	き	一	回	に	つ	き	一	日	に	つ	き	半	日	に	につ	き	一	時間	つ	き	一	日	に	つ	き	半	日	に	につ	き	一	時間	つ	き	一	日	に
二、	〇〇〇円以内	二、	〇〇〇円以内	三	、	一、	五	二	三	一、	四〇〇円以内	一〇、	四	〇〇〇円以内	二〇〇〇円以内	一〇〇〇円以内	二六、	六〇〇円以内	一五、	二〇〇円以内	五、	二〇〇〇円以内	二六〇、	〇〇〇円以内															

備考		九	
(略)			

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は令和八年四月一日から施行する。

附 則